

告 示

この度、学生の本分に悖る行為があったため、学則第53条により、下記のとおり懲戒処分とする。

記

1 該 当 者

文学部史学科 2年 1名

2 懲戒処分内容

停学5ヵ月（2024年10月29日付）

当該学期全履修科目の単位を無効（E評価）とする。

3 理由

サークルの活動費を、複数回にわたって私的利用したため。

以上

2025年3月13日

法 政 大 学

告 示

この度、学生の本分に悖る行為があったため、学則第53条により、下記のとおり懲戒処分とする。

記

1 該 当 者

文学部心理学科 4年 1名

2 懲戒処分内容

停学6ヵ月（2025年2月26日付）

卒業は不可とする。

3 理由

SNS を通じて複数の学生の名誉・尊厳を傷つける悪質な行為を行ったため。

以 上

2025年3月13日

法 政 大 学